平成24年12月　7日
建　設　委　員　会
事務報告資料①

権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について（概要）

1　策定の背景

平成23年8月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、都市計画法が一部改正され、用途地域等に係る都市計画決定権限が平成24年4月1日より都道府県から市町村に移譲されましたので、東京都の「指定方針及び指定基準」を基本的には準拠しつつ、小平市の都市計画に沿ったものを策定しました。

2　指定方針及び指定基準の位置づけ

「小平市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」は、「小平市都市計画マスタープラン」に掲げる将来の都市像を実現していくための指針であるとともに、当面の用途地域等の見直しを進めていくための基本的な考え方を取りまとめたものです。

これまで東京都は、「東京の新しい都市づくりビジョン」（以下「都市づくりビジョン」という。）で掲げためざすべき都市像の実現に向けて、基本的な方針を明らかにしています。この「都市づくりビジョン」を踏まえ、平成14年7月に「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を定め、広域的な観点から都市づくりを進めてきました。

今後は、広域的な都市計画の要請と小平市の個別の課題に対応することを主たる目的として、この指定方針及び指定基準に基づき、適切に用途地域等の指定を行います。

3　「指定方針」の内容　（「資料－②」及び「資料－④」）

・「都市づくりビジョン」では、広域的な観点から東京を5つのゾーンに分けた取り組みが示されていることから、小平市が位置する「核都市広域連携ゾーン」の方針に焦点を絞った内容としています。

・小平市都市計画マスタープランの「全体構想」との整合を図っています。

・その他の地域地区として特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域など小平市の地域特性や実状に合わせて、それぞれ内容を整理しています。

・建築基準法等の一部を改正する法律への対応等は、注意喚起を目的としたもので、既に反映、周知されているので、削除しました。

4　「指定基準」等の内容　（「資料－③」及び「資料－④」）

・区部に適用される指定基準を全て削除しています。

・小平市で既に都市計画決定されている用途地域（11種類）等の実状に合わせて、削除・修正・加筆をしています。

5 施行日

・平成25年4月1日（予定）

※平成25年3月31日まで東京都の「指定方針及び指定基準」を準用しています。